

	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	〃
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	餌むし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 南房総市和田町

7 条件

(一) 和田漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

(二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

その二十九

1 公示番号 共第三十九号

2 漁場の位置 鴨川市江見外堀から太海に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南六十六号、ア、イ、ウ及び基点南六十八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南六十六号 北緯三五度〇三分〇九・七三一六秒、東経一四〇度〇二分一四・七八〇三秒の点（南房総市と鴨川市との境界付近に設置した標柱）

基点南六十七号 北緯三五度〇三分三一・四七四五秒、東経一四〇度〇四分一二・一一九九秒の点（鴨川市江見青木と同市江見吉浦との境界付近に設置した標柱）

基点南六十八号 北緯三五度〇五分一六・四三二七秒、東経一四〇度〇六分〇四・九八四六秒の点（鴨川市太海と同市貝渚との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度〇一分四〇・六〇二〇秒、東経一四〇度〇三分一九・五八一八秒の点（基点南六十六号から一四九度三、二〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度〇二分一三・八四九八秒、東経一四〇度〇四分一九・八七五〇秒の点（基点南六十七号から一七五度一〇分二、四〇〇メートルの点）

ウ 北緯三五度〇四分三五・五二二二秒、東経一四〇度〇七分二五・六〇三四秒の点（基点南六十八号から一二一度三二分二、四〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	〃
	おにくさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とりあし漁業	〃
	どらくさ漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	かき漁業	〃
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで

さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	〃
いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
餌むし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 鴨川市江見外堀、西江見、東江見、江見西真門、江見東真門、江見内遠野、江見青木、江見吉浦、江見太夫崎、天面、太海浜及び太海

7 条件 なし

その四十

1 公示番号 共第四十号

2 漁場の位置 鴨川市貝渚から東町に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南六十八号、ア、イ、ウ及び基点南七十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南六十八号 北緯三五度〇五分一六・四三二七秒、東経一四〇度〇六分〇四・九八四六秒の点（鴨川市太海と同市貝渚との境界付近に設置した標柱）

基点南七十号 北緯三五度〇六分三九・六四八四秒、東経一四〇度〇六分二九・二二七六秒の点（鴨川市広場地先の白旗神社の旗掛松石碑）

基点南七十一号 北緯三五度〇七分一六・九〇三四秒、東経一四〇度〇八分一一・九八六八秒の点（鴨川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度〇四分三五・五二二二秒、東経一四〇度〇七分二五・六〇三四秒の点（基点南六十八号から一二二度三二分二、四〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度〇五分一八・二四九五秒、東経一四〇度〇八分一一・一八七五秒の点（基点南七十号から一三四度三、六〇〇メートルの点）

ウ 北緯三五度〇六分一二・八二九三秒、東経一四〇度〇七分五九・三九四四秒の点（基点南七十一号から一八九度二、〇〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	〃
	おにくさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とりあし漁業	〃
	どらくさ漁業	〃
	かき漁業	〃
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	〃	

	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	餌むし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町
- 7 条件 鴨川漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その四十一

- 1 公示番号 共第四十一号
- 2 漁場の位置 鴨川市磯村から東町に至る地先
- 3 漁場の区域 次の基点南六十九号、ア及び基点南七十号の一の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点南六十九号 北緯三五度〇五分三七・八九七三秒、東経一四〇度〇六分二六・一二四三秒の点（鴨川市磯村下魚見場に設置した標柱）
- 基点南七十号の一 北緯三五度〇七分〇八・〇九一三秒、東経一四〇度〇七分三〇・一九九七秒の点（鴨川市夜長川に架かる松原橋下流端中央）
- ア 北緯三五度〇六分三八・八八一七秒、東経一四〇度〇七分四七・四〇八〇秒の点（基点南七十号の一から一五四度一、〇〇〇メートルの点）
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	だんべいきざし漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町
- 7 条件 鴨川漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その四十二

- 1 公示番号 共第四十二号
- 2 漁場の位置 鴨川市東町地先
- 3 漁場の区域 次の基点南七十号の一、ア、イ及び基点南七十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点南七十号の一 北緯三五度〇七分〇八・〇九一三秒、東経一四〇度〇七分三〇・一九九七秒の点（鴨川市夜長川に架かる松原橋下流端中央）
- 基点南七十一号 北緯三五度〇七分一六・九〇三四秒、東経一四〇度〇八分一一・九八六八秒の点（鴨川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した標柱）
- ア 北緯三五度〇六分三八・八八一七秒、東経一四〇度〇七分四七・四〇八〇秒の点（基点南七十号の一から一五四度一、〇〇〇メートルの点）
- イ 北緯三五度〇六分四四・八六六五秒、東経一四〇度〇八分〇五・六八九九秒の点（基点南七十一号から一八九度一、〇〇〇メートルの点）
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	だんべいきざし漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場、東町、浜荻及び天津
- 7 条件 なし

その四十三

1 公示番号 共第四十三号

2 漁場の位置 鴨川市浜荻から内浦に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南七十一号、ア、イ、ウ及び基点南七十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点南七十二号の一、(ア)、(イ)、(ウ)及び基点南七十二号の三の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く区域

基点南七十一号 北緯三五度〇七分一六・九〇三四秒、東経一四〇度〇八分一一・九八六八秒の点(鴨川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した標柱)

基点南七十二号 北緯三五度〇七分〇五・四五一五秒、東経一四〇度一〇分五二・四二四九秒の点(鴨川市天津と同市内浦との境界付近に設置した標柱)

基点南七十二号の一 北緯三五度〇七分一六・七七六七秒、東経一四〇度一分〇五・一七二一秒の点(鴨川市内浦字寄浦三番地先の千葉大学海洋バイオシステム研究センター波除護岸東北角に設置した標柱(第一標柱))

基点南七十二号の二 北緯三五度〇七分一一・三五七三秒、東経一四〇度一分〇四・六四五八秒の点(鴨川市内浦字寄浦二番地に設置した標柱(第二標柱))

基点南七十二号の三 北緯三五度〇七分〇六・〇二九五秒、東経一四〇度一分〇五九・三七七七秒の点(鴨川市内浦字寄浦一番地に設置した標柱(第三標柱))

基点南七十三号 北緯三五度〇六分五五・四五九六秒、東経一四〇度二分四二・七九八七秒の点(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)

ア 北緯三五度〇六分一一・八二九三秒、東経一四〇度〇七分五九・三九四四秒の点(基点南七十一号から一八九度二、〇〇〇メートルの点)

イ 北緯三五度〇六分二六・七〇八四秒、東経一四〇度一〇分五七・二二三八秒の点(基点南七十二号から一七四度一、二〇〇メートルの点)

ウ 北緯三五度〇五分二四・五九八九秒、東経一四〇度二分〇・二五二七秒の点(基点南七十三号から二〇〇度五〇分三、〇〇〇メートルの点)

(ア) 北緯三五度〇七分一三・八三三〇秒、東経一四〇度一分〇九・四八七三秒の点(基点南七十二号の一から一二九度三〇分(磁針方位による。)一四二メートルの点)

(イ) 北緯三五度〇七分〇七・六五〇七秒、東経一四〇度一分〇七・四八八二秒の点(基点南七十二号の二から一四七度三五分(磁針方位による。)一三五メートルの点)

(ウ) 北緯三五度〇七分〇四・八四四六秒、東経一四〇度一分〇二・七五五八秒の点(基点南七十二号の三から一二二度五五分(磁針方位による。)九三メートルの点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	"
	おにくさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とりあし漁業	"
	どらくさ漁業	"
	ほんだわら漁業	"

	あおのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	餌むし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 鴨川市東町、浜荻、天津、内浦及び小湊

7 条件 天津漁港及び小湊漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その四十四

1 公示番号 共第四十四号

2 漁場の位置 南房総市和田町から鴨川市に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南六十四号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南七十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点南七十二号の一、(ア)、(イ)、(ウ)及び基点南七十二号の三の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く区域

基点南六十四号 北緯三五度〇〇分四五・〇七〇五秒、東経一三九度五八分四七・七七七五秒の点(南房総市白子と同市和田町海発との境界付近に設置した標柱)

基点南六十六号 北緯三五度〇三分〇九・七三一六秒、東経一四〇度〇二分一四・七八〇三秒の点(南房総市と鴨川市との境界付近に設置した標柱)

基点南六十七号 北緯三五度〇三分三一・四七四五秒、東経一四〇度〇四分二二・一一九九秒の点(鴨川市江見青木と同市江見吉浦との境界付近に設置した標柱)

基点南七十号 北緯三五度〇六分三九・六四八四秒、東経一四〇度〇六分二九・二二七六秒の点(鴨川市広場地先の白旗神社の旗掛松石碑)

基点南七十二号の一 北緯三五度〇七分一六・七七六七秒、東経一四〇度一分〇五・一七二一秒の点(鴨川市内浦字寄浦三番地先の千葉大学海洋バイオシステム研究センター波除護岸東北角に設置した標柱(第一標柱))

基点南七十二号の二 北緯三五度〇七分一一・三五七三秒、東経一四〇度一分〇四・六四五八秒の点(鴨川市内浦字寄浦二番地に設置した標柱(第二標柱))

基点南七十二号の三 北緯三五度〇七分〇六・〇二九五秒、東経一四〇度一分〇五九・三七七七秒の点(鴨川市内浦字寄浦一番地に設置した標柱(第三標柱))

基点南七十三号 北緯三五度〇六分五五・四五九六秒、東経一四〇度二分四二・七九八七秒の点(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)

ア 北緯三四度五九分四二・六一〇〇秒、東経一四〇度〇分五二・四二二六秒の点(基点南六十四号から一二一度一五分三、七〇〇メートルの点)

イ 北緯三五度〇一分四〇・六〇二〇秒、東経一四〇度〇三分一九・五八一八秒の点(基点南六十六号から一四九度三、二〇〇メートルの点)

ウ 北緯三五度〇二分二三・八四九八秒、東経一四〇度〇四分一九・八七五〇秒の点(基点南六十七号から一七五度一〇分二、四〇〇メートルの点)

エ 北緯三五度〇五分〇六・九四二二秒、東経一四〇度〇八分二五・三四五六秒の点(基点

南七十号から一三四度四、一〇〇メートルの点)

オ 北緯三五度〇四分〇五・八四九一秒、東経一四〇度一分二三・四〇〇八秒の点(基点南七十三号から二〇〇度五〇分五、六〇〇メートルの点)

(ア) 北緯三五度〇七分一三・八三三〇秒、東経一四〇度一分〇九・四八七三秒の点(基点南七十二号の一から一二九度三〇分(磁針方位による。)一四二メートルの点)

(イ) 北緯三五度〇七分〇七・六五〇七秒、東経一四〇度一分〇七・四八八二秒の点(基点南七十二号の二から一四七度三五分(磁針方位による。)一三五メートルの点)

(ウ) 北緯三五度〇七分〇四・八四四六秒、東経一四〇度一分〇二・七五五八秒の点(基点南七十二号の三から一二二度五五分(磁針方位による。)九三メートルの点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いさき固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いなだ固定式刺し網漁業	〃
	すずき固定式刺し網漁業	〃
	ひらめ固定式刺し網漁業	〃
	かに固定式刺し網漁業	〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 南房総市和田町及び鴨川市

7 条件 和田漁港の航路及び泊地並びに鴨川漁港、天津漁港及び小湊漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その四十五

1 公示番号 共第四十五号

2 漁場の位置 勝浦市大沢から吉尾に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南七十三号、ア、イ、ウ及び基点南七十五号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南七十三号 北緯三五度〇六分五五・四五九六秒、東経一四〇度二分四二・七九八七秒の点(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)

基点南七十五号 北緯三五度〇八分一四・九〇七七秒、東経一四〇度一七分二八・七八二二秒の点(勝浦市吉尾と同市松部との境界付近に設置した標柱)

ア 北緯三五度〇五分二四・五九八九秒、東経一四〇度二分〇〇・二五二七秒の点(基点南七十三号から二〇〇度五〇分三、〇〇〇メートルの点)

イ 北緯三五度〇六分四四・六九九六秒、東経一四〇度一八分〇八・五三〇四秒の点

ウ 北緯三五度〇八分〇二・九〇四六秒、東経一四〇度一八分〇一・一九三五秒の点(基点南七十五号から一一四度九〇〇メートルの点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで